

東海第二原発運転延長の厳格な審査を求める意見書

政府は、福島第一原子力発電所の事故の後、運転が40年を超えた原発は、原則廃炉とし、あわせて、原子力規制委員会の審査と地元自治体の同意が得られれば、一度に限り最長20年の運転延長ができるとした。

そのような中、昨年11月24日、東海第二原子力発電所の運営主体である日本原子力発電株式会社は、原子力規制委員会に対し、運転延長申請を行ったところである。

しかしながら、福島第一原発事故に発せられた緊急事態宣言は、今なおそのままであり、原子力規制委員会での「実用発電用原子炉に係る新規制基準」等の審査は、いまだ国民に十分理解されているとは言えず、また、その厳格な運用、審査が確実に行われているかについても疑問がぬぐえない。

特に、東海第二原発は、東日本大震災に伴い事故を起こした福島第一原発と同型であり、また人口密度の高い首都圏に近いなど、延長に際してはより慎重な判断が必要である。

よって、国においては、運転延長について、厳格な審査を行うよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 運転延長の判断に当たっては、「茨城方式」が適用される原発周辺6市村の同意を得た上で、厳格に行うこと。
- 2 茨城県内14市町村の緊急防護措置を要する区域（UPZ）において、実効性のある広域避難計画の策定が困難を極めていることから、避難計画の策定を積極的に支援し、計画の実効性を検証すること。
- 3 東海第二原発を運営する日本原子力発電株式会社は、他の原発を運営する各電力会社に比べ、経営基盤が脆弱で、資金不足から安全の確保に懸念もあるため、その経営と資金計画についても検証した上で厳格な審査を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年10月2日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	} あて
経済産業大臣	
環境大臣	
原子力規制委員会委員長	
衆・参両院議長	